

（低速走行時側方照射灯）

**第31条の2** 保安基準第33条の3が適用される自動車は、当分の間、細目告示第44条の2第2項及び別添52 4.27.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第44条の2第2項及び別添52 4.27.2.の規定に適合するものであればよい。